

○林参事官 定刻を少し過ぎましたので、ただいまより「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」の第1回会議を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

私、内閣府防災担当参事官の林でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

先日、東京都も緊急事態宣言は解除されておりますが、本日は、引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインによる会議形式を取らせていただいております。御発言する場合は、御自身でマイクをオンにいただき、発言が終わりましたら御自身でマイクをオフにいただければと思います。また、ハウリング防止のため、できるだけイヤホンの着用をお願いしたいと思います。

まず、会議の開会に当たりまして、青柳政策統括官より御挨拶を申し上げます。

○青柳政策統括官 内閣府防災政策統括官の青柳でございます。

今回は、こういうスカイプの会議ということで開催をさせていただきました。

本来ですと、3月末にワーキンググループの取りまとめを行った後、4月にもサブワーキングを立ち上げたかったところではございますけれども、緊急事態宣言ということもあって本日になったところではございます。御案内のとおり、3月に取りまとめましたワーキンググループにおきまして、避難の関係、特に避難情報、また、広域避難、さらには高齢者の避難について様々な課題があるということで、制度的検討も含めて深掘りを図っていくということで、サブワーキンググループを2つ設置していきたいということで、今回、1つ目のほうの避難情報と広域避難に関するサブワーキンググループということで始めさせていただきます。

サブワーキンググループは、今日も議題は2つということでございますけれども、避難情報の制度検討に関する論点を今日は中心にして、御議論、御意見いただければと思いますけれども、後ほど御説明いたしますけれども、事前に何人かの市長さんたちの御意見も賜ったところではございます。中貝市長からも御意見をいただきました。様々な御意見があることも既に分かってきておるところではございますけれども、我々の思いとしては、昨年も西日本豪雨を踏まえて5段階のレベル化を図ったところではございますけれども、それでも大きな避難に関する被害が生じてしまった。アンケートを取ってみましても、なかなか理解をされていない部分があるということで、現在、リテラシーの向上キャンペーンということで種々啓発活動も行っているところではございますけれども、何らかの改善を図っていかないと、今後の水害等に際してまた大きな被害が出てしまうのではないかとということでございます。そういうことで、皆様方からも忌憚のない御意見をいただければと思っております。

また、2つ目の広域避難の制度検討に関しましては、今日は資料の御説明をさせていただきますけれども、時間の関係もございますので、今日は資料説明に基本的にはとどめさ

せていただいて、やり取り、御意見については、また追っかけ、個別にないしはメール等々での御意見を頂戴した上で、第2回のサブワーキンググループに結びつけていければと思っておりますので、今日は、避難情報の制度検討における論点について、しっかり御議論、御意見いただければと思っておりますのでございます。

なお、私は、この後、国会のほうに出てまいりますので、一旦中座をいたしますけれども、御容赦いただければと思います。

今日は、よろしく願いいたします。

○林参事官 続きまして、本サブワーキンググループの座長をお願いしております、東京大学大学院情報学環特任教授の田中淳先生より御挨拶をお願いいたします。

○田中座長 田中でございます。

この4月から東京大学特任教授ということになりましたので、よろしく今後ともお願いしたいと思います。

今、統括官の話からもありましたけれども、もともとこの辺の話が2004年の水害、新潟・福島豪雨辺りからの議論でございます。当時も、避難の情報をどうするのかというワーキングと高齢者の避難という議題、当時の生き残りは片田先生と私だけになってしまいましたけれども、そのワーキングが今回も立ち上がっていくと。当時、そのワーキングに入っていたらしゃった鍵屋先生が高齢者のほうは御担当されることになっております。こちらでは、昨年、レベル化を中心として災害情報あるいは避難の体制について制度化を図ったわけでございます。

ただ、統括官がおっしゃるとおり、かなりいろいろと積み残しもございましたし、実際の運用の中でももう少し制度設計として工夫が要るものもあるように思います。また、それ以上に災害情報がかももとの出発点としてかなり情報が多くて、その関係はどうなっているのか。そういう意味で、もう少し情報の全体体系化をこのレベル化で図っていきたいという思いもあったわけですが、今のところ、まだそれを当てはめたままというところで終わっているような気がします。

いずれにせよ、先回が3回の議論ということでもかなり積み残しが残ってしまいましたけれども、ますます課題が本質的な課題に来て、小手先の表現を変え、ちょっとしたことで変わっていくという話はだんだんなくなっている気がします。

そういう面では、皆様方の英知をお借りしながら、また少しでもよいものにしていければと思っております。

よろしく願いいたします。

○林参事官 どうもありがとうございました。

続いて、本サブワーキンググループの委員の皆様の御紹介でございますけれども、事前に配付しております委員名簿にて代えさせていただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、マスコミの方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○林参事官 議事に入ります前に、会議、議事要旨、議事録及び配付資料の公開について申し上げます。

事前に事務局より確認させていただいておりますが、会議は原則非公開とさせていただき、議事要旨、議事録については、議事要旨は、議論の要点のみを記載したものを事務局で作成して、座長に御確認いただいた後に、速やかに公表させていただきます。また、議事録については、委員の皆様にご確認いただいた後に、発言者のお名前も記載した上で、できるだけ速やかに公表させていただきます。資料につきましては、基本的に公開することとしたいと考えておりますが、著作権等の問題がある場合等、委員の配付のみとさせていただきたいと思っております。

最後に、本日はオンラインによる会議形式を取っておりますので、特に指名がない限り、発言される場合は、スカイプ内のチャット機能を利用していただいて、発言ありの旨を記入いただき、指名を受けた上での御発言とさせていただきたいと思っております。

ここからは、進行を田中座長にお願いしたいと思っております。

田中座長、よろしくお願いいたします。

○田中座長 田中でございます。よろしくお願いいたします。

議事に入っていきたいと思っておりますけれども、本日は、昨年度、令和元年台風19号等による災害からの避難に関するワーキンググループという報告を踏まえて、避難情報、広域避難、この2つに関しての課題、論点あるいは検討の方向性について議論させていただきたいと思っております。昨年度に若干頭出しの議論はさせていただいておりますけれども、いよいよそれを深めていきたいと。

まず、資料1と資料2について、事務局から御説明をお願いしたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○菅調整官 風水害対策調整官の菅でございます。よろしくお願いいたします。

私から、資料1と2を説明させていただきます。このスカイプの画面上でも表示はしたいと思っておりますけれども、少しタイムラグがあることと、先生方によっては少し動作が遅くなってしまうことがありますので、その場合は事前に配付しておりますPDFを御覧いただければと思います。

資料1「サブワーキンググループの概要」でございます。

昨年度末に取りまとめました19号ワーキングにおいて、令和2年度も引き続き検討を行うべき抜本的な事項として、赤の四角囲みにしておりますけれども、勧告・指示の在り方、高齢者等の避難の実効性の確保、広域避難の在り方が挙げられております。これらについて議論する場として、今回、サブワーキンググループを開催するものでございます。

次のページをお願いします。サブワーキンググループは2つ設けることとしておりまして、本日のサブワーキングでは避難の情報と広域避難に関する議論を行います。数回にわたり開催いたしますが、最終的には中央防災会議の下の19号のワーキング、3月末までお

世話になっていたものですが、そこに報告をするといった立てつけでございます。

最後のページ、本サブワーキングの学識委員及び行政委員でございます。19号ワーキングからの委員の皆様に加えまして、その際にも御経験をお話しいただきました長柄町の町長様、また、NHKの橋爪センター長様にも委員になっていただいております。また、行政委員につきましては、内閣府の原子力防災、また、広域避難の関係で警察庁や国交省の運輸安全防災にも加わっていただいております。

以上が、サブワーキンググループの概要です。

続いて、資料2でございます。まず、避難情報と広域避難とあるうちの避難情報について御説明申し上げます。

1枚めくっていただいて、目次でございますけれども、本サブワーキングの検討が避難施策全体の中でどういった位置づけであるかというのを簡単に整理したものでございます。

2ページを御覧ください。7月豪雨のワーキングにおきまして、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、行政はそれを全力で支援するという避難の基本姿勢が示されたところでございます。この基本姿勢に沿って各種取組を整理したものが下の図でございます。オレンジ色は住民や地域による自助・共助の取組、中央の青四角でございますが、それらの取組を支援する行政の取組でございます。こういった取組を引き続き実施し、また、必要な見直しを行い、よりよいものしていくこととなるということでございまして、最後に、右下でございますが、引き続き検討課題のある避難情報や台風19号でも現実問題となった広域避難といったものについては、法制度面も含め、抜本的な検討が必要であることから、今回、新たにサブワーキングを開催するものでございます。

続いて、本サブワーキングを進めるに当たり、どのように市町村長の皆様から御意見を伺うかということについてでございます。

4ページを御覧ください。昨年度のワーキングにおいても提言いただきましたとおり、制度検討に当たっては市町村長の皆様の御意見を十分に伺いまして考慮することが極めて重要であると考えております。全国市長会、全国町村会とも連携し、1つ目は、本日も御参加いただいておりますけれども、豊岡市の中貝市長様と長柄町の清田町長様に、それぞれ、市長会、町村会の立場を代表して御意見を賜ればと思っております。2点目は、4市の首長の皆様に避難勧告や指示の在り方について事前に御意見を伺っておりますので、後ほど御紹介させていただきます。3点目は、幅広く御意見を伺うため、129の市町村長の皆様に対し御意見を伺う書面アンケートを実施する予定でございます。スケジュールでございますが、この書面アンケートは、準備が整い次第、速やかに発出しまして、第2回のサブワーキンググループにおいて結果を共有させていただきます。また、首長の皆様の御理解の下、第3回のサブワーキンググループにおいて中間取りまとめの素案として避難情報の在り方等について一定の方向性を示せばと現時点では考えております。

続きまして、避難情報の制度的変遷でございます。

6ページを御覧ください。中央に記載の専門調査会では様々に議論されたところでござ

いますが、勧告と指示の一本化についてもここで議論されております。勧告・指示を用いた市町村の運用が既に定着しているといった理由から、このときは統一が見送られております。平成25年には、災対法が改正されまして、避難準備情報に関する規定や要配慮者が立ち退き避難する際の配慮規定、60条3項には屋内安全確保措置が規定されております。

次のページをお願いします。平成28年には、高齢者施設において、避難準備情報と避難指示が理解されておらず、多くの方が亡くなられたことを踏まえまして、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」、また、「避難指示」を「避難指示（緊急）」へと名称を変更いたしました。また、7月豪雨を受けて警戒レベルを導入したところでございます。

8ページでございます。以上を踏まえ、本論に入っております。1つ目の制度的論点は、避難勧告・指示の在り方についてです。まず、この勧告・指示の発令の考え方がそれぞれの災害で今はどのようになっているかということの説明させていただきます。

9ページを御覧ください。まず、指定洪水予報河川でございます。あくまで国が公表しているガイドラインでの記載でございますけれども、簡潔に申し上げますと、避難勧告は氾濫危険水位に到達したときに発令されるものでございまして、そのタイミングは立ち退き避難に必要な時間、つまり、リードタイムが考慮されています。一方で、避難指示は、氾濫危険水位を超え、かつ、堤防天端を超える予測が出ているときに発令されるもので、発令されるときにはリードタイムが確保できていない状況でございます。また、必ず発令されるものではありません。したがって、避難指示のほうが切迫度は高いわけでございますが、住民に求める行動は特に勧告・指示で変わることなくいずれも避難することでございます。

続いて、土砂災害でございます。こちらに記載しておりますグラフにおいて、雨の状況、矢印で示していますけれども、紫色の線を超えますと、土砂災害がいつ発生してもおかしくないという状況なのですけれども、避難勧告はこの紫色の線を2時間後に超える予測が出たときに発令することとしており、リードタイムが考慮されています。一方で、避難指示のほうは、この雨の状況が既に紫色の線を超えているタイミングで発令されるもので、リードタイムが確保されていないという状況です。また、必ず発令されるものではありません。住民に求める行動は、河川と同じく、勧告・指示で特に変わることなく、いずれも避難することでございます。

次のページ、津波でございます。津波は、基本的に一刻も早く避難する必要があるため、避難指示を発令することになってございます。

12ページをお願いします。火山でございますが、避難勧告・指示の使い分けは特段規定されておらず、最近の事例では、口永良部島の噴火の際に勧告から指示に切り替えられているのですけれども、聞いてみますと、それは切迫性の違いによるものということでございました。

13ページ、原子力災害についてです。原子力発電所からの距離によって、近ければ立ち退き、遠ければ屋内への待避といったように、取るべき行動は違いがあるものの、勧告や

指示によって取るべき行動が違ふということはないようでございます。

続いて、火災でございます。勧告と指示について使い分けが規定されているガイドラインはないということなのですが、最近の事例では、糸魚川市と三芳町に確認しましたところ、勧告を発令していらっしゃって、特にその2市町については、勧告・指示の使い分けはしていないということございました。

以上、6つの災害の発令の考え方でございました。

15ページを御覧いただいて、ここで勧告・指示の在り方について論点を示させていただきます。まず、検討する上での意識の共有として3点記載させていただいておりますが、1つ目は、情報の受け手である住民にとって分かりやすい制度が重要であろうということ。2つ目は、あくまで避難をするべきはリードタイムが確保されている避難勧告のタイミングであるため、いかにこのタイミングで逃げてもらうかといった観点で検討ができればと考えております。3つ目は、災害経験や避難情報の発令経験がないまたは少ない首長さんでも運用可能なシンプルな制度を目指せればと考えておるところでございます。次に、現状の課題として5つ挙げさせていただいております。もちろん勧告と指示の2つがあることで住民に対して切迫度をより効果的に伝えられるというメリットはございますけれども、情報の受け手である住民にとっては、ここに書いてあるaやbのように、勧告・指示の違いが分かりにくい、発令タイミングや取るべき行動が近似している、あるいは、cやdのように、いわゆる指示待ちや指示が発令されない場合があることによる避難しないおそれがあると思います。eのように、警戒レベル4に勧告・指示の両方が位置づけられ分かりにくいといった指摘もございます。

時間の関係で、eについてだけ詳しく御説明させていただきますので、19ページを御覧ください。警戒レベル4に勧告と指示が位置づけられているところなのですが、そもそもそのときの議論でございますが、いずれの場合も避難するという行動は同じでございます。それならば、同じレベル4に位置づけ、危険な場所から全員が避難するというタイミングであることを周知徹底するほうが、住民にとって分かりやすいのではないかと考えたためでございます。また、仮に警戒レベル5を避難指示とした場合、避難指示まで逃げないおそれもあり、このような制度となつてございます。一方、4に両方が位置づけられており分かりにくいという指摘については、対処する必要があるのではないかと考えられます。

次のページをお願いします。以上のような意識や課題認識の上で、勧告・指示についてのどのような方向性があるのかについては、昨年度末の中防ワーキングの報告で、現行制度以外に3つの方向性の例が示されているところがございます。避難勧告または避難指示いずれかに一本化する、勧告・指示の発令要件や取るべき行動の違いを明確化する、避難指示の効力の強化でございます。これらの方向性につきまして、事前に4市長の皆様から御意見を頂戴しておりますので、御紹介させていただきます。

次のページをお願いします。まず、勧告・指示のいずれかに一本化するということにつ

いての御意見です。熊本市長からは、勧告・指示を使い分けても危機感を持たない住民が多い中、一本化により、分かりやすく避難情報を提供できることは重要である。続いて、相馬市長ですが、住民からすると、どちらも避難することになり変わりなく、意味は一緒。区別することに意味はないので、一本化に賛成である。続いて、豊岡市長ですが、一本化には反対である。2行目、2段構えが必要である。具体的には、ポンプの停止基準水位に達し、ポンプを停止したときには、市街の浸水が急激に発生し、立ち退き避難が難しくなるといったタイミング、そのタイミングで避難指示を発令し垂直避難を求めることとしている。ですから、2段構えが必要だという御意見。続いて、三条市長ですが、過去の被害では、二山洪水がございまして、最初の一山のときに勧告を出して、その二山目のときに指示がなければ逼迫度を伝える術がなかったとのこと。最後の点ですが、勧告と指示の違いが住民に理解されているかというのはそれほど重要なことではなく、別の単語の情報が市から発令されたということで、住民に災害の逼迫度が伝わるのが重要なのだという御意見をいただいております。

次のページをお願いします。発令要件や取るべき行動を勧告・指示で明確に使い分けようというところでございます。1つ目は、豊岡市長、先ほど御説明したポンプのところでは基準水位に達したら指示を出すというところで使い分けていらっしゃるということ。次の相馬市長でございますが、特段賛成でも反対でもないということでしたが、遠くへ逃げるよりも2階に逃げたほうが安全なケースもあるので、住民が取るべき行動の中に明確に位置づけてほしい。これは次の論点にも関係することです。続いて、熊本市長、屋内でそのまま待避するか、垂直避難をするのか、こういったものを分けて発令することは、発令要領が複雑になりますので、行政も住民も混乱するため、望ましくないのではないかと。三条市長、勧告と指示発令時の取るべき行動は、結局のところ、避難するという事なので、特に違いはないのではないかとという御意見をいただいております。

続いて、指示の効力の強化でございますが、熊本市長からは、避難命令は、住民に避難をさせる力は強いということ。一方で、「避難命令」という言葉を使うのであれば、私権制限にもなると。命令を出しておいて空振りになった場合に、首長が責められてしまうといったことがあるのではないかと。三条市様からは、権限が強くなったことで何かが変わると思えない。相馬市長からは、これに拘束力を持たせると收拾がつかなくなる。住民自身で考えて自己責任で行動いただくことが必要とという御意見をいただいております。

最後、現行のままについての御意見もいただいております。三条市長からは、勧告・指示については、現行のままでも十分運用できている。また、警戒レベルについては、警戒レベル4に情報が詰まってしまっているのが問題。最後、その他として、豊岡市長から、三条市長からもですけれども、住民と行政のリスクコミュニケーションの取り方が重要なのではないかと。最後、豊岡市長からは、「勧告」という言葉が日常的に使われている「指示」という言葉よりもいかに聞こえて、勧告から指示に切り替えた際に、事態が和らいだ印象を受けたという声も過去の災害にはあったとをいただいております。

25ページ、2つ目の制度的論点でございます。屋内安全確保の位置づけについてでございます。

26ページを御覧ください。下の青四角に記載しておりますけれども、60条第1項において勧告・指示をできることになっているのはあくまで立ち退きでございます。屋内での安全確保は規定されていない状況でございます。一方で、赤四角のところに記載しておりますとおり、例えば、マンションの上階に住んでいる方で浸水するおそれがないところにお住まいの方は、備蓄などをしっかりした上で、自宅にて安全を確保することが可能です。しかしながら、そのような屋内安全確保を現行制度では市町村長が勧告・指示できるようにはなっていないということでございます。災対法60条3項において、屋内安全確保の規定はございますけれども、それは立ち退き避難を行うことでかえって危険が及ぶおそれがあるとき、そういったところの規定でございます。つまり、非常に切迫した状態において屋内安全確保を指示するものでございます。つまり、災害が発生するおそれがあるタイミングで屋内安全確保を呼びかけることについて、法律上に明確な規定がないという状態です。これについて規定があってもよいのではないかというのが19号ワーキング報告で記載されているところでございます。

3つ目の制度的論点でございますが、高齢者等避難開始の位置づけについてでございます。

28ページを御覧ください。平成25年災対法改正時に、56条2項に勧告・指示が出た際の際の要配慮者の立ち退き避難への配慮規定が設けられましたけれども、これはあくまで今でいう警戒レベル4のときにおいて要配慮者の立ち退き避難に配慮するものでございまして、警戒レベル3の時点で高齢者等避難開始を呼びかける明確な規定がないといった状況でございます。これについて規定があってもよいのではないかというのが19号ワーキングの報告で記載されているところでございます。

最後に、書面アンケートについてでございます。

30ページを御覧ください。今後、速やかにこちらに記載の市町村長の皆様に勧告・指示の在り方について御意見を伺うべく書面アンケートを実施したいと考えております。これについても、4市長の皆様に御意見をいただいております。例えば、匿名で実施したほうが正直な回答が得られるのではないかと、また、災害経験の有無を明確にしたほうがいいのではないかとといった御意見をいただいております。この点についても、後ほど、委員の皆様から、どのような、あるいは、どのように質問をするのがよいのかについて、御意見を賜ればと思います。

資料2の説明は以上です。

○田中座長 それでは、議論をお願いしたいと思います。

若干お互いにやり取りや挙手とかが見えにくいので、最初、一巡で御発言いただければと思います。

大きく3つほどの論点がありました。避難勧告・避難指示に対する考え方、立ち退き避

難の根拠、高齢者のレベル3での根拠ということ辺りでもございました。いずれかについて、あるいは、全てについてでも結構でございますので、御発言いただければと思います。

シナリオ上は4分ということでございますが、少し回したらいいかなと思いますので、3分程度をめどに御発言いただければと思います。

最初に、飯島委員、よろしくお願いします。

○飯島委員 飯島でございます。

20ページで、避難勧告・避難指示に関して方向性を出していただいていますけれども、このいずれかというのではなく、恐縮ですけれども、災害対策基本法を読んだ限りでの意見を申し上げたいと思います。

ガイドラインで様々な対応の工夫が積み重ねられてきたことはもちろん承知をしておりますけれども、災害対策基本法自体は非常に精緻に要件を書き分けていることを改めて感じたところでもございました。

要件につきましては、避難の次の段階である応急措置とのステージの違いが挙げられるかと思えます。例えば、典型的な、63条の警戒区域設定、これは罰則付きの規定ですけれども、これとの対比で申しますならば、60条1項は、発生するおそれがある場合においてとなっているのに対しまして、63条はまさに発生しようとしている場合においてとなっている。また、60条1項は災害の拡大を防止するためであるのに対して、63条は危険を防止するためということになって、こういった要件の違いもあって効力の違いに結びついていることも留意する必要があるのではないかということがございます。

また、発令要件の明確化に関しまして、避難勧告は特に必要があると認めるとき、避難指示は急を要すると認めるときとありまして、ほかの部分でも、緊急の必要があると認めるときとか、特に緊急を要するといったように、非常に裁量が広いような定め方になっている中で、どのように明確化をしていくのかということ、その裁量を与えられていることの意味も考える必要があるのではないかということがございます。

また、避難指示については、60条3項もそうですけれども、61条の規定は警察官等の代行につきまして避難指示だけができることになっていて、こういった補完的な位置づけも災対法は考えているということとのバランスも含めて考える必要があろうかと思っております。

加えて、この避難を考えるに当たりましては、その避難の内容、屋内安全確保ということもありますけれども、現在の状況に鑑みまして、あるいは、新たな日常ということを鑑みますと、避難所のリスクをどのように考えるか。86条の6では、避難所における生活環境の整備等が、努力義務ではありますけれども、その義務になっていること等も考えて、その避難勧告・避難指示の在り方を全体の体系の中で考える必要があるのではないかと思っております。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございました。

それでは、牛山委員、お願いいたします。

○牛山委員 牛山です。

私は、基本的に避難勧告・避難指示をできれば何らかの形で一本化していくという方向に、どちらかという、賛成です。

ただ、その際に、これまでのガイドラインの議論の中で、レベル5、災害発生情報というか、この名称自身も含めて、レベル5とはそもそも何なのかという議論が私は必ずしも十分ではなかったと思います。今の市町村長からの御意見の中でも、勧告・指示についての言及はあったのですが、要約されたのかもしれませんが、レベル5をどうするかという話が含まれていなかったという感じがします。ですから、これは勧告・指示、レベル4の話だけでは不十分で、レベル5はそもそも何なのかという議論を踏まえた上で、勧告・指示を整理していくことはありかと思っています。

それをやると、多分その段階的な運用ができないという声も、現在の制度をむしろうまく活用されている自治体においては、そういう違和感を持たれることは非常によく分かってまして、豊岡市からの御意見は、それ自体は私も非常に同意するところなのですが、その辺りは、いわゆる平均的な自治体においてどう運用していくかというのは、これはまた難しい問題かなと思っています。その段階的運用をするためにも、今、言いましたレベル5をどうするかということをはっきりさせないと、勧告・指示、レベル4のところだけを見ていたのでは不十分かなと。

同時に、レベル3ももっとうまく使っていけないかと思っています。レベル3が早期の避難、早めの避難を呼びかける情報ですね。レベル3も、あまりにも高齢者のためだけの情報であるかのように思われるのは非常に望ましくないと考えておりまして、広く早い段階での避難の準備を始める、避難の開始を促すという面で活用することが重要だと思います。そうすると、3、4、5という3つの段階で運用ができる形になるのではないかと考えております。

避難指示の効力を強化という話もありましたが、これには私は賛成できません。先ほどもお話に出ていました63条があるわけですよ。効力をもっと強烈に強化して、自治体において、強い責任を持って、強い権限を持って避難を呼びかけるのであれば、勇気を持って警戒区域の設定をすればいいということになると思います。既にこの制度があるわけですから、そこにまた新たな中途半端な制度をつくるのは適切ではないと思います。

屋内安全確保の明文化の話もありました。これも、私は非常に賛成です。屋内安全確保が、どちらかという、緊急避難というか、サブ的な位置づけになっているのはちょっとどうなのかなと。今回のコロナウイルスの関係もありますが、もともと避難所に過度に人が集まることはなるべく軽減していったほうが良いという問題はもともとあったわけですから、家にとどまって大丈夫な人は家にとどまることも決しておかしい判断ではないですよということを明文化するのは非常に重要だと思います。

ただ、その際に、どういった構造の建物にいれば屋内待避でも良いですよという情報が

さらに必要かと思えます。今、ハザードマップの情報を活用した、退避すべき場所の議論はしておりますけれども、どんな建物であれば屋内待避も可であるかということについて、こちらはこのワーキングとは外れるかもしれませんが、何らかの形で技術的な検討をしていただけるとありがたいなと思っているところです。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

続きまして、片田委員、お願いいたします。

○片田委員 まず、勧告と指示、レベル4の話なのですけれども、いろいろ考えが逡巡したのですけれども、結論からいうと、僕は現行のままがいいのではないかと考えています。これだけ情報があふれ返ってきたわけで、レベル化する必然性はあったわけで、その中で勧告も指示も結局避難するということは行動を求めているわけですので、レベル4で一本化すればいいと思います。

避難勧告・避難指示は、このアンケート結果等の資料の中にもありますけれども、よく理解できていないとか、市長さん方のヒアリングでもそのような結果は出ておりますけれども、豊岡にしろ、三条にしろ、大きな被災をしたところ、そして、住民の関心が高いところは、こんなことは言わずもがなで分かっているわけですね。勧告も指示も分からない者に対して、何か分からせてあげなければいけないという、このへりくだった姿勢が日本の防災を駄目にしてしまうと僕は思います。勧告・指示は、災害、その日、そのとき、行政のオペレーションとすれば、これは一本化されて命令などということにされてしまうよりも、コミュニケーションの手だてとしてはより充実しているわけで、現場の声、三条市長さんや中貝市長の話の伺っても、それはあったほうが現場のオペレーションとしてはいいということなので、僕は現行のままでいいと思います。勧告と指示の違いが分からないことに対して、それを問題視すべきだろうと思います。

立ち退き避難の話なのですが、在宅避難とか、垂直避難とか、この話なのですけれども、こういう言葉遣いをやめませんかというのが僕の提案です。垂直避難などというのは、避難ではないのですね。家にとどまっているということ自分で判断した結果として、家にとどまるという意味決定をしたということで、適切な対処をしたということであって、避難はしていないのですね。こんなものは英語では表現できないでしょう。屋内にとどまることを避難というのは理論矛盾を起こしております。避難の概念が混乱する要因になっています。やめましょう。行動を自分で判断して自分でしっかり行動を取るという国民をつくっていくということが目的であって、全て行政が、避難勧告だ、避難指示だと、分かるうとしない国民に分かっていただくために、いろいろな手だて、技術的、表面的な、アドホックな議論をしているのは、ぼちぼちやめにしないと、日本の防災はどんどん駄目になっていくと思います。そういった意味において、屋内安全確保は、避難していないわけですから、いいでしょう。そもそも、垂直避難とか、在宅避難とか、この辺のところをしっかりと概念整理して、もう一遍、こんな技術的で表面的な文言の話ではない議論をしなけれ

ばいけないと僕は思います。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

続きまして、清田委員、お願いいたします。

○清田委員 長柄町長の清田と申します。

昨年の豪雨災害につきましては、本当に大変な思いをしたわけでございますが、地理的な条件も含まれておると私は考えております。

私どものこの町は、千葉県のちょうど中央部、一宮川という中小河川、国的なレベルからすると急勾配の川である一宮川の最上流に当たります。したがって、非常に今回の災害につきましては、水だけでなく、土砂災害等も併せて相当な被害がありました。そういった中で、短期間で計り知れない雨が落ちたわけでございまして、当初、避難しなくてはいけないということはあったのですが、雨が本当に降り出してから避難準備という形で町民にはお知らせさせていただきました。しかし、わずか1時間もかからないうちに浸水、道路の冠水、内水面の増加という形で、とんでもない水が出てまいりました。そのような状況で避難勧告を出すものかどうかということ、今、先生からもありましたけれども、外に出して、逆に子供たちがこの水にのまれるのではないかと、そちらの危険性が大だということでありまして、何度も連呼しながら、室内にとどまってほしいという形で呼びかけさせていただきました。2名の方が車で脱出して、残念ながら命を落としたという結果がありました。これが、結果論ではございますが、もし避難してくださいという、あのせっぱ詰まった時点で、避難勧告を出し、この報道が、いわゆる情報に、住民が納得して、これで逃げ出していたら、当初我々が心配したかなりの被害が出たのではないかと想定しているところでございます。いわゆる屋内の安全確保ということを重点的に町民には呼びかけさせていただきました。結果として、それが功を奏したとか、そういう問題でなくて、町民の生命を守る一つの手だてではなかったかと現在は考えております。

そういった中で、先ほども話がありました。私どもの町においては、高齢化が進んでおります。行政からの言葉は非常に敏感に住民の皆様に浸透してまいります。そういった中の一つの怖さ、また、逆に、これから、若い人たちを含めて、住民の教育に対して、自分の命は自分で守るのだということ、行政にお任せではなくて、自分で危険な状況に立ち会ったときにどういう行動を取ればいいのかという自己判断というか、そういうものが我々の仕事ではこれからかなり大きなウエイトを占めていくと考えております。

避難準備、高齢者、避難に無理のある方、これが同じレベル3の中に入っていることについては、私は一考せざるを得ないと考えております。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

時々途切れた部分もございましたけれども、大体皆様も御理解いただけたのではないかと思います。一宮川という中小河川で、非常に土砂災害と土砂発生危険性があつたと。

急激な水の増水、内水の増水、浸水等で、むしろ外に出ていくことの危険性を積極的に訴えられたと。そういう面での屋内の安全確保は一つの手だてであるという御指摘をされていました。そして、自分の身は自分で守るという中で、それが難しい手段で、準備と高齢者の避難は、レベル3で一緒になっている。そこはちょっとゆっくり考えたほうがいいのではないかという御意見だったように思いました。

続きまして、首藤委員、お願いいたします。

○首藤委員 ありがとうございます。

社会安全研究所の首藤です。

今日、資料2などで大変分かりやすく論点をまとめていただきまして、大変ありがとうございました。資料の御説明を伺っていて、少し感じたことを述べさせていただきたいと思えます。

まず、1つ目は、大変素朴な感想なのですが、例えば、資料2の9ページや10ページの御説明の中で、洪水や土砂災害の場合、ガイドラインでは、避難勧告の基準がリードタイムを設けているけれども、避難指示（緊急）については、リードタイムがない状態で発令されるというお話がありました。そのときに感じたのは、リードタイムの有無に違いがあるのになぜ求める行動は一緒なのだろうかということです。その後の説明、あるいは、ほかの委員の御発言などを聞いていますと、本来であればリードタイムがほとんどない場合には、同じように外に避難するのではなくて、むしろ屋内の安全な場所に退避するとか、そういった形の避難が必要になるのではないかと思った次第です。

そういったことから考えますと、一つの名前の情報では一つの同じ行動と、情報と取るべき行動を1対1にしっかりと結びつけて整理できるというのではないかと思った次第です。そういった形で整理すれば、その2つを「避難勧告」と「避難指示」という名前にするかどうかは別にしても、例えば、豊岡市長さんが、2段構えということが大事だとおっしゃられていましたけれども、そういった形にも対応ができると思いますので、もう少し、取るべき行動、どんな状況でどういう行動を取るかということと、情報の名前をしっかりと1対1で対応づけることで整理してみてもどうかと思いました。

もう一つは、今回の資料では、こういった災害の場合、どういう対応をすることになっているかというのを国のガイドラインなどを例にして整理していただきましたけれども、これは首長さんへのアンケートもいいのですけれども、もう少し各市町村の地域防災計画で、基準としてどういうふうを設定されており、どういうふうに出すことを考えているのかということも調べてもいいかと思いました。

市町村はいろいろですけれども、過去に災害の経験があった市町村ですとかなり一生懸命考えて基準なり出し方を考えている例もありまして、それが地域防災計画ですとか、あるいは職員の対応マニュアルなどの中に反映されている例もあるので、そういった現実も見ながら、どうしていくかということを考えてらどうかと思いました。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、鈴江委員、お願いいたします。

○鈴江委員 貴重な資料をいろいろまとめていただきまして、ありがとうございます。

日本テレビの鈴江と申します。

私が伝え手という立場から今回の議論の方向性として願っていることは、情報を出す側のためのものではなくて、受け手側のためのものになってほしいなと思っています。

受け手側に立ちますと、この現状は勧告と指示がレベル4に並んでいて、明確な構造の違いに定義づけがないというところで分かりにくさがあると思います。また、そもそも資料にもまとめていましたけれども、正しく理解しているのが2割に満たないというところで、幾ら現場の自治体の皆さんが危機感を持って一生懸命情報発信をしても、適切な行動には結びつかない状況にあるのではないかと思います。また、避難勧告と指示という言葉は同じでも、そこに込められたメッセージは、自治体によって、その時々によって、違いがあるのが現状だと思います。その現状が変わらない限り、避難行動を促すというところはなかなか難しいのではないかと思います。そのことで、避難指示という定義に必ず発令されるものではないとなっているところで、出す側からすると切り札がもう一つあるというところの安心感があるかもしれないのですが、受け手側に立つと、そこは分かりにくさにつながっているのではないかと感じます。

レベルが導入されたことで7割の住民の方が分かりやすくなったと感じているという住民アンケートもありましたが、これによって災害情報の伝えるべき方向性が見えたのではないかと感じています。今は勧告と指示という2つの情報は見直しが図られるべきだと感じますし、シンプルにレベルで伝えていく、複雑な災害情報を整理していく段階にあるのではないかと思います。

課題としては、先ほど三条市の方の御意見の中にもありましたけれども、レベル4の情報の中にいろいろと詰め込まれている濃淡があるというところだと思います。そのレベル4の中でもリードタイムの差があり、災害発生が極めて目前のような状況なのかどうかというところの切迫感というところを、マスコミ報道としても、それをいかに共有して伝えていくかということも大きな課題になっています。

今後の話し合っていく方向性として、先ほど牛山先生からもありましたけれども、レベル5、発生情報の位置づけというところで、豊岡市長さんの御意見の中で、浸水が急激に発生して立ち退き避難が難しくなったときに、避難指示、垂直避難をお伝えする切り札とおっしゃったのですが、例えば、浸水が発生している段階でレベル5と位置づけるのであれば、もしかしたらその避難指示というカードがなくても、その状況を伝えて切迫感を伝えることもできるのではないかと感じました。

基礎自治体の方々のお話を伺っていると、避難情報を出すというところの大変さをいつも感じています。電話対応に追われている中で、いろいろな情報収集をして、一方で、避難所も開設してという、同時並行的に様々な役割を担っていらっしゃるのです、改めてその

自治体と県と国の役割の見直しも含めて、今、スムーズにそういった情報を出すためにどういう体制づくりが求められているのかというところの議論も必要なのではないかと考えます。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、坪木委員、お願いいたします。

○坪木委員 名古屋大学の坪木です。

先ほど御紹介いただいた首長さんのヒアリングの結果を見せていただきますと、それぞれの方、非常にもっともな御意見を言っておられると思います。それぞれ事情がありますし、それぞれの考え方もあると思いますので、何が正しくて、どれがよくて、どれを選ぶべきかというのはなかなか難しいと感じました。そうなりますと、何がよいか悪いかというよりは、どの制度を選択していくかということになっていくと思います。

そこで考えるべきは、まずは分かりやすさということだと思います。それから、避難をするのにいかに早期に情報を出せるかということ。もう一つは、ここではあまり出てきませんでしたが、効力を強化する。この3点が重要だと思います。

これまでのワーキンググループで議論されてきましたけれども、2018年の西日本豪雨、あるいは昨年19号で経験したのは、自分は大丈夫だと思っている人、また、そういったことは起こらないだろうと思っている人、そういった方をいかに避難させるかということが重要だと。また、逃げる途中で被災された方、そういった方をどう救っていくか。さらに言えば、高齢者等、避難が困難である人をどう救っていくかという観点があると思います。そういう意味で、いかに早期に、いかに分かりやすい情報を出すか、さらにその効果を強くすることというのは非常に大事だと思っています。

その中で、現在勧告という言葉と指示という言葉があるわけですが、指示という言葉は比較的分かりやすいですが、勧告という言葉はやや日常会話では使わないという点で分かりにくい。そういう意味で、どう一本化するかどうかは難しいところですが、もう少し分かり言葉を使うことは重要だと思います。

さらに、これは前から私が言っていることですが、例えば勧告と指示を一本化して、その上に避難命令というものをつくるということが、効力の強化という観点からすると重要だと思っています。そこをどう法整備するか、あるいは責任をどう取るのか。そういったことは検討していく必要はあると思うのですが、例えば気象の予測は年々改善されていますし、現在の気象庁は非常に高度な、あるいは高精度な情報が出されるようになってきていますので、本当に命令という形で避難を促すことが重要だと思います。

最後に垂直避難、屋内退避のことですが、垂直避難という言葉自体、私はあまり好ましい言葉ではないと思っています。といいますのは、2階に上がって安全かということとそんなことは決してなくて、土砂災害の場合は建物ごと流されてしまうということが非常によくあります。そういう意味で垂直避難という言葉はあまり適切ではないように思っ

おります。

一方で、この後に議論されます広域避難ということを考えますと、避難をしないでよい人を選別することは非常に重要です。そういう意味で、確かに屋内にいることが安全だという方については、避難をしないということも広域避難ということを考える上で重要だと考えていまして、その点で屋内安全確保ということは考えておくべきだと思います。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

続きまして、中貝委員、お願いいたします。

○中貝委員 どうも皆さん、お疲れさまです。

私はそれぞれの対応ということを念頭に置いてお話をいたします。避難勧告と避難指示を一本化するという議論に、率直に言わせていただくと、どうも理路整然とおかしいという感じを受けています。理由は幾つかあります。

まず1点ですけれども、もちろん今回制度論をやるという前提なのですけれども、しかし、どうもエネルギーを注ぐ方向が違っているのではないかと。前回のときに、警戒レベルの設定をした。その考え方は、結局逃げるか逃げないか。逃げるとして、どういう逃げ方をするかは個々人の責任と判断でやるべきことだ、そういう大転換をやったわけです。そのことを踏まえた対応ができていないとは全く思いません。今、制度論にエネルギーを費やしているのかというのが1点目です。

2点目は、人が逃げないのは、避難勧告とか避難指示の意味を取り違えているからではありません。人は本当に逃げない。それを心理学は正常化の偏見という言葉で説明しているわけですが、それ以外に、これは片田委員が前回でしたか、述べられたように、そもそも人々の危機に向かうときの心の構え、あるいは国民の精神の習慣、そこに問題があるということです。ですので、言葉の意味を簡単にして伝えたからといってよいということにはならないのではないかと。エネルギーを注ぐべきところが違うと思います。どんな言葉もコミュニケーションですので、日頃から住民と行政側にどういう対応ができていないか。そのことに尽きるのだらうと思います。この2つを1つにする云々かんぬんというのは、そういう意味では枝葉末節の議論と言ってもいいのではないかと。現場から見るとそう見えます。

既にお答えしたとおり、実際に危険な状況は刻々変わっていきます。危険なのだけれどもまだ水平避難が可能な時間帯に発する言葉と、もう周囲が浸水してしまつて2階以上に逃げてもらえないといった場合に伝える言葉、これが一緒であっていいはずがないと思います。むしろ、まさに現場としては、ここは違う言葉で伝えなければいけない。勧告も指示もしょせんは促すということでしかありませんので、促すときに危険のありようを簡潔に示す言葉、それは実態に応じた言葉がなければいけない。そう思います。

3点目に、一本化したら効果はあるのか、人々がさつと逃げるか、そんな夢のようなことは起きるはずがない。そんなことならば、こんな簡単なことはないだらうと思っていま

す。

4点目に、あまり経験のない首長でも使いやすい言葉をなどとおっしゃっていますけれども、避難勧告と避難指示の使い分けはそれほど難しいことではありません。このぐらいのことができなければ、トップになる資格はありません。学ぶべきなのです。問題は、そもそもこういったことをなりたての首長などにきちんとレクをしていく研修教育システムが日本にない。このことが実は大問題なのだと思います。

例えば豊岡とか三条市も出ていましたけれども、災害現場のオペレーションというのは大切な財産なのです。ほとんど経験したことがない中で、日本の何人かの首長が経験をし、自治体が経験をして、そして、その中で編み出してきた手法というのは財産なので、それを捨ててしまって素人でも使えるような仕組みというのは、方向性が間違っているのではないかと思います。素人の大臣もいっぱいおられますけれども、大臣に合わせて制度を変えますか。変えないですね。補佐役がちゃんといること、大臣も勉強すること、そこに尽きるのではないかと思います。

それから、例えば豊岡は、幼稚園、こども園、小中学校は毎年3回学校で防災教育を全てでやっています。その中に避難勧告と避難指示の意味の違い、あるいは、豊岡という身近に感じたところでの被災経験を基に防災教育というものをしています。

一般市民向けには私も6月1日、出水期が始まる日と、それから、豊岡の水害の記念日の10月20日に全市民に放送して、そして、避難勧告と避難指示の違いですね。あるいは、いざというときには排水ポンプを停止して町を水浸しにする覚悟を持っています。そういったことを伝えています。こういうことができるかできないかということが、結局一番重要なのではないかと私は思っています。

それから、片田委員が垂直避難ということで意見を言われたのですが、でも、実際に例えばポンプが停止して水浸しになっているときに逃げるというときに、やはり2階以上ということは重要なのではないかと私は思っています。避難の定義をどうするか。絶対に安全な場所はないわけですから、私たちは避難というものを今いる場所よりもより安全な場所へ移動する。それは刻々変わるかもしれません。そういうふうに意味づけています。

それから、避難指示などに強制力を持たせるかということですが、仮に持たせたとしても、多くの人に避難指示なりを出したときに、それを実効力で担保することは不可能です。繰り返しますが、重要なことは、日頃の行政と住民との対話なのです。地域コミュニティとの対話です。ここが一番効力を持つということだと思いますので、私は強制力は特になくてもいいのではないかと私は思っています。

最後に、レベルとのひもづけなのですが、今、レベル5は災害発生した状況になりますけれども、災害が発生しているところと発生していないところがあります。発生しているのは本人しか分からないところが圧倒的にありますので、私はむしろ避難指示をレベル5にひもづけたほうがいいのではないかと私は思っています。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

レベル5に位置づけたほうが良いとおっしゃった理由は、災害の発生していない地域の方に危険、切迫感を伝えるという意味だということによろしいでしょうか。

○中貝委員 そうですね。もともと避難指示、つまり、レベル5が災害発生ということとひもづけられている限りは、技術的には役に立たない。被害発生ということ私たちがとてもそのときに市民に伝えたりすることはできません。それも市全域に被害が出ている場合には可能だと思いますけれども、どこかの村の崖が崩れたとか、どこかで水があふれたということは、それはリアルタイムで入ってこないわけです。ですから、せっかくレベル5までということをつくったのであれば、そこに危険の度合いがさらに高まったということ伝えるという意味で、現在の避難指示とひもづけるほうがよりいいのではないかとこの考え方です。

○田中座長 続きまして、橋爪委員、お願いいたします。

○橋爪委員 橋爪です。

今回のサブワーキングから参加させていただくことになりました。よろしくお願ひします。

もういろいろな先生から意見が出ているのでかなりかぶってしまいますけれども、まず、報道で情報を流している側からして、去年の台風19号、これは計画運休等もありましたけれども、私の印象ではかなり情報で都心を中心に避難行動があったなど、事前避難行動があったなど。逆に報道して珍しくというか、初めてというか、手応えがあったなどという印象を持ちました。今までは情報で人は逃げてくれないのかなという無力感があつた中で、もしかしたらやれるかもしれないというのが去年の台風19号の経験です。

その中で今回の避難勧告、避難指示ですけれども、レベルを導入して、このレベルをこれからは大事にすべきだというのが私の意見です。去年6月から内閣府さんのほうから周知をして、使えということで一気に民放さん各社一緒に動き出しましたけれども、短期間の割にはかなり一般の方にある程度の理解はしてもらえたと。逆に言うと、それだけ分かりやすかったというのがレベルなのかと思っています。その一方で、避難勧告、避難指示、もう数十年この言葉を使っていますが、運用は別として、言葉としてはこのままでは絶対一般の方は理解ができない、何か違う言葉にしないと理解ができないのではないかと。逆にレベル化との認知度のスピード感の差を思ったということです。

その上で、私も牛山先生と意見が似ているのですけれども、災害発生情報の5ですね。これをどう議論して位置づけていくかということが、実は避難勧告、避難指示の今の在り方を解消する鍵ではないかと思っています。実はLアラートのほうで、もう今年の出水期から10件を超える県で、Lアラートで災害発生情報が出てきます。ただし、この災害発生情報は、要は小さな人的被害がないようなものからかなり大きなものまで、去年も一部私は放送していますけれども、かなりの格差がある中で災害発生情報が自治体さんから発せ

られています。もちろん出していないときもあります。こういった基準がぼやけている中で、Lアラートというかなり速報性の高い情報で災害発生情報が出ると、逆に住民の方、あるいはメディアが混乱するのではないかという危惧を私は持っております。

災害発生情報を逆に自治体さんが完璧に拾うということも無理で、では、見逃したら責任があるのかといったようなことで、この災害発生情報の出し方、在り方というものが避難とどう結びつくかも含めて考えていく。私のイメージは、将来的にはいろいろなリモートセンシング、あるいは機械的なもので災害発生情報が捉えられて、すぐ出るような時代のレベル5であればいいと思うのですが、それまで災害発生を素早く取れない段階でどうこれを運用するのかというのが、一つ大きな鍵になるのではないかと思います。

最後、屋内の安全確保についてですけれども、これも我々は放送するときに例示として言うのですけれども、うちはそこに当てはまるのか当てはまらないのかも含めて、非常にぼんやりとしかお伝えができません。これはハザードマップがきちんと整備されて、自治体ごとにあるのですけれども、例えばデジタルでハザードマップがないというようなこともあって、NHKでハザードマップを見せても例えば目黒川が真っ白になっているみたいなことがあって、ハザードマップとセットでないとならば屋内避難、屋内安全確保というものはできないのではないかと思います。こういったデータの整備みたいなこともセットでないとならば難しいかと今は思っています。

私からは以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

続きまして、山崎栄一委員、お願いいたします。

○山崎栄一委員 田中先生、聞こえますでしょうか。

お話を伺わせていただきましたが、警戒レベルとなると、住民が取るべき行動と行動を促す情報ということで避難勧告と指示（緊急）というように整理されているのですが、僕が思うのは、行動を促す情報というよりは判断を促す情報だと思っています。

住民の方は住んでいる場所はいろいろなところがあって、極端な話、避難指示とか勧告が出ても安全な場所もあれば、早めに逃げておかなければいけない場所というのもあって、いろいろな人たちがいるというのを前提に情報提供を考えないと、一つの典型的なモデルに基づいて避難指示、勧告のあり方を考えていると、モデルに該当しない人たちからすると必ずしも適切な提言とはならず、全ての人にうまいこと情報が行き渡らないのではないかと思います。

あくまでも行動を促すというよりは、リスク情報ということで、リスクがだんだん高まっていく中で、自分で考えて、自分はそもそも安全な場所なのかどうかを考えてもらって、駄目だったら逃げるという、そういう判断ステップというか、意思決定プロセスを経て避難行動がなされるのではないかと思います。そして、実際に避難行動を促すとなると、①災害のリスクに関する情報と②まさに自分の今いる場所が安全かという情報と③実際にそういうリスクがあった場合の安全な避難場所がどこかという情報と、④避難しなければな

らないときにどうやって移動するかという手段に関する情報といった、4つの情報が合わさらないと、実際には避難行動に移らないのではないかという印象を受けています。

あと、避難指示（緊急）と避難勧告についてですが、私はこれでも法学者なのですけれども、法的に避難指示（緊急）と避難勧告の違いがよく分からない。あるいはそれぞれの法的性質がよく分からないところがあります。避難勧告というのはあくまでも勧めるという意味なので、行政法の法学の世界では行政指導という分類に該当するのですけれども、避難指示（緊急）というのが一体どういう意味なのかが分からないところがあります。ちなみに、災害対策基本法のコンメンタールを見ると、避難勧告と指示というのは指示のほうの拘束力が強いという表現があるのですけれども、拘束力が強いというのが法的に義務づけられたという意味なのか、法的にどういう意味があるのかがよく分かりません。この辺り、行政の立場から、特に避難指示というものがどういう法的性質なのか。行政処分とかあるいは命令に近いものなのか、あくまでも情報提供という行政指導の一つなのか。その辺を、はっきりとしてほしいところがあります。

以上で、で意見を終わらせていただきたいと思います。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、山崎登委員、よろしく願いいたします。

○山崎登委員 山崎ですが、聞こえますか。では、続けさせていただきます。

私、元NHKで解説委員をしていましたので、避難勧告とか避難指示には随分長いこと付き合い合ってきましたけれども、これだけ長いこと発表され続けながらこれだけ理解されないということは、名前に問題があるのか、制度に問題があるのか、あるいは運用の仕方に問題があると考えたほうがいいと思います。内閣府の整理などを見ますと、リードタイムの違いだとか、あるいは避難指示はぎりぎりになって出すので出ないこともあるとかと書いてありますけれども、相手が自然ですから、机上の整理のように実際の災害の中で運用されていないですね。そのことも含めて非常に分かりにくくなっていると思います。

去年から情報のレベル化が進んで、レベル4で避難ということになったのは、あちこちの自治体へ行ったり、ワークショップなどで地域の人たちと話したりしていると、分かりやすいと言われます。分かりやすいのに、なぜここに避難勧告と避難指示2つあるのだ、どう違うのだということは、よく聞かれました。災害時の自治体の実態などを聞いたり見たりしていると、皆さん、中貝さんとか三条市のように先進的な自治体は別でしょうけれども、避難勧告と避難指示を切り替えるときのアナウンスにとっても苦勞しておられて、どこがどう違うのかということが明確に呼びかける側にも分かっていないような印象があります。

私は避難勧告、避難指示はレベル化で一つのところに行きましたので、何らかの形で一本化したほうがいいと思います。ただ、災害の進行の危険度に伴って2段階で呼びかけたいという自治体があるということであれば、例えば避難勧告と、その後には「緊急の避難勧告です」とか、「垂直避難しかできない避難勧告です」とか、要するに、避難指示と避難

勧告という言葉を用意しなくても2段階の呼びかけができる方法はあるのではないかと思います。

いずれにしても、情報で避難を進めるためには、エンドユーザーがどれだけ分かりやすいか。しかも、これは災害に関わる情報ですから、分かる人と分からない人がいていいという情報ではないわけですから、子供から高齢者までがとにかく分かりやすく、しかも、分かっただけではなくて、自分が何をすればいいのかをきちんと理解し判断できるという情報にしていく必要があると思います。

中貝さんや片田さんがおっしゃるように、住民の防災意識を高めて自分で判断できる住民をつくるというのは、目的として私はそのとおりでと思いますけれども、一気にその段階に今年の委員会でもってかじを切るわけにはいかなくて、情報を整理しながら、分かりやすい情報でその防災意識の高い住民をつかっていくという取組を進めるしかないと思います。

最後に申し上げますけれども、避難指示と避難勧告だけではなくて、私は防災気象情報全般を見直してほしいと思っていて、ここ10年くらいの中に気象情報がたくさんできました。土砂災害警戒情報とか、竜巻注意情報とか、記録的短時間大雨情報とか、指定河川の洪水予報もあります。それらの情報が、例えば気象庁の情報だと注意報から警報と危機感が高まっているのですけれども、いろいろな主体がいろいろな情報をつくったものから、警報よりも危機感の強い情報があったりするのです。それが防災気象情報を極めて分かりにくくしている要因だと思っていますから、避難勧告、避難指示はもちろんですけれども、防災気象情報全般も、例えば注意報があって、警報があって、危険報があって、その後に災害発生報があるというような、きちんとした体系の中で全ての情報を俎上にのせて情報全体を整理してみるという時期に来ているのではないかと思います。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

以上で一通り皆様の御意見を伺いましたが、まず事務局のほうで何かコメント、あるいは質問などはありますでしょうか。

○林参事官 特に今のところは結構です。

○田中座長 それでは、時間も余裕がありますので、ほかの委員の御発言も踏まえて御質問、御意見があればと思います。

今のところ、まず中貝委員からチャットで早速御意見をいただいておりますので、皆さんも同様に入れておいていただければと思います。チャットがうまくいかない方は、強引にどなたかいらっしゃいますかと言ったときにミュートを消して発言してください。

では、中貝委員、よろしく願いいたします。

○中貝委員 逆に一本化したときにどのタイミングで、その名前が勧告なのか指示なのか分かりませんが、出すのかという議論が抜けていると思います。台風の場合には多くの場合、徐々に危険が高まってきますので、先ほど言いましたように、豊岡市はまだ水

平避難ができる時間的な余裕はあるけれども、大変危険な状況になったときに避難勧告、そして、いよいよポンプを閉じざるを得ないぐらいまで水位が上がったときに避難指示を、多くの場合には天端を水が超えたときに避難指示を出すところはあると思うのですけれども、これを一つにしたときに一体いつの段階で発令するのか。もし後ろへ引き寄せるとすると、いざ出たときにはもう水平避難ができる時間的な余裕がないということになってしまいます。そして、今度は逆に今の豊岡の例で言うと、避難勧告のときにそこに引きつけてしまうと、先ほど言われましたように、さらに事態が悪化したときに、その危険を伝えるべき適切な言葉がない。中間的にやるとどっちつかずということになります。つまり、運用上、やはり言葉は2つ要るのではないかと、そう思います。

以上です。

○田中座長 続いて、今、片田委員、牛山委員から発言の要請がありますので、順次、ほかの委員の方もお願いいたします。

では、片田委員、続いて、牛山委員、お願いいたします。

○片田委員 この議論は7月豪雨の議論の取りまとめ、この原点に戻るべきだろうと思います。避難はしていただくものではなくて、するものなのだという問題なのですね。行政は報告書の中に、防災はサービスからサポートへと明確に打って出たわけです。つまり、行政は住民の皆さんと先ほどの中貝市長の話のように、日頃、行政と住民が密に連絡を取り合って、しっかり逃げるといって住民の皆さんを行政はちゃんとサポートする。そのサポートのクオリティーは高いほうがいいということなのだろうと思います。

今、サポートを受け切れない、言葉が分からないようなレベルで、何か議論のレベルが違うのではないかという気がしてならないのです。特に今のコロナウイルスの状況の中での避難を考えますと、行政とて一人一人がどういう対応を取るべきかなんてもちろん言うことはできないわけです。一人一人がこのコロナウイルスの中で災害があったら、どう行動を取るべきか、それは一人一人が考えないとしようがないというところはかなり住民の意識が行っていると思うのです。災害時の対応は自分で行動を取るのだと。それを行政がしっかり、それに必要な情報を丁寧に出してくれる、それを使って自分でしっかり判断するという防災に持っていかなければいけないと思うのです。

先ほどのお話の中で非常に気になったのは、もちろん要配慮者の問題は全く別の議論として置いておかなければいけないのですけれども、言葉の分かりやすさだとか、一つの情報に一つの行動が対応するように、これはあくまで避難はしていただくもので、そこに対して行政が一生懸命サービスしようとしている、そんな気がしてならないのです。行政はサポートです。災害のそのときに一人一人が行動を取る、その判断というのは、一人一人みんな条件が違いますから、自分でしっかりできる国民になっていただくという本来の議論に戻るべきだと思いますし、そのような国民に対して、行政は日頃のコミュニケーションの中でしっかりサポートするのだという共働体制で、主客未分といいましようか、主体も客体もない、とにかく一生懸命逃げようとする国民に対して行政がしっかり寄り添って

いるという中で議論をしていくべきだろうと思います。

今のままの議論だと、どこまでも行政が一つ一つ指示して、一人一人の行動を導いてやるというような、議論の仕方が全然違うのではないかと思えてならないのです。私はそう思います。

○田中座長 ありがとうございます。

牛山委員、お願いいたします。

○牛山委員 先ほど、中貝市長が指摘されていた、例えばレベル5ですと、ちょっとした崖崩れが起きてレベル5になり得ると、これはおかしいと、私も全く同感であります。先ほどの繰り返しになりますが、レベル3、4、5がそれぞれどういうものなのかということ、特にレベル5を有効活用するにはどうしたらいいのかということ、ここはもっと深めていく必要があるかと思えます。

当然、これも中貝市長のおっしゃったことに全く同意なのですが、勧告・指示という言葉があって、より状況が深刻化した場合に別の言葉を使う必要がある、これも全く私も同意であります。そこら辺が若干未整備なのかなと。レベル5の災害発生というのが、ちょっと状況が変わったときに強く伝える言葉として適切かどうかということ、私はあまりそうではない気がしているのです。さりとて、今すぐどうしたほうがいいのかというアイデアがあるわけではないのですが、むしろこの辺はいろいろ近年の災害あるいは過去の災害も踏まえて情報、実情を整理して、4と5をどう活用していくか、もっと具体的な議論をしていかなければいけないと思っています。

それから、片田委員や中貝委員もおっしゃっていた点に同意するのは、避難はしていただくものではなくて、避難はするものであるというのは全く同意するところです。行政が手取り足取り導くというのは違うだろうということも同意するところで、だから、長いことこの議論を、私も片田委員ほどではないですが、関わってきて思うのは、何か伝え方、言葉をいろいろいじったりとか、あるいは何かテクニックを使って人の心を変えるにはとか、そういうテクニカルな議論ではなくて、いわゆる公助の側はサポートの側に回る。判断材料をしっかり提供していくところは、それはしっかりやっていかなければいけない。そこから先は各自が考える。もちろん全員が全員完璧な判断ができるかどうかというのは、それは難しい面があると思います。では、少しでもそういう判断ができる人を増やしていくにはどうしたらいいのかという議論が必要だと思えます。

これも先ほどお話がありましたが、首長に対するいろいろなトレーニングの機会が十分ではない、全くそのとおりだと思います。首長とともに、これも繰り返し指摘しているところですが、行政の防災に携わる、これは防災担当者に限らないと思います。様々な形で防災業務に携わる方たちに対しての研修制度等の充実が必要です。もちろん内閣府等でも整備はしているところなのですが、結局のところは任意で、要は、積極的な自治体がそこに参加するというのが現状です。お金もない、人もないという非常に厳しい自治体ではなかなかそれができないというのが実情で、むしろサポートすべきはそこではない

かと。そういうところに予算的な面もそうですし、むしろ何か制度的に義務づけるのがいかにどうかは分かりませんが、受講することによって何らかのインセンティブ、メリットがある制度をつくっていくというところにもう少し力を考えていかなければいけないのではないかと。これも同じような議論が繰り返されてなかなか進まないことが非常に残念ではないのですが、そういったことを思いました。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

続きまして、橋爪委員、鈴江委員、山崎委員の順番でお願いいたします。

○橋爪委員 橋爪です。

中貝市長からの問いにお答えが少しできればということで、仮にレベル4、1個だけということであれば、私は今の避難勧告のやり方、時間に余裕があるというか、まだ逃げられるタイミングで出すと。もっと迫ったタイミング、もしかしたら逃げる暇がないだろうという場合はレベル5に近いほうで何か議論ができないかと思っています。

例えば今、災害発生という言葉にしてしまっていますが、災害危機とかという言葉に替えて、そこに新たなメッセージを入れる。ただし、避難勧告・指示という避難の二段重ねではなくて、もっとせっぱ詰まって、行政的にはシグナルとして最後ですというシグナルを出すところをレベル5で新たにできれば、中貝市長がおっしゃったような2回言わなければいけないということもできるのではないかと考えていました。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

次に鈴江委員、山崎登委員、若干バックグラウンドの音がうるさいところがありますので、気をつけていただければと思います。

それでは、鈴江委員、お願いいたします。

○鈴江委員 先ほど片田先生からもありましたけれども、主体で住民一人一人が逃げられるように、日頃からそういったことを意識づけできるような放送をしていくということも大事だと思っています。

一方で、どうサポートをしていくかというところで言いますと、先ほど橋爪さんからも御提案がありましたけれども、リードタイムがある中で早めに出された避難勧告からどう切迫感を伝えていくかというところが重要なのかと感じています。実際に避難行動を促す上では、どうして逃げなければいけないのか、逃げる状況が迫っているというところを分かりやすい一つのワードではなくて具体的に伝えていくところが非常に重要なのではないかと思います。

台風19号のときに、長野市の市長さんがレベル5で実際に災害が発生しているというところで、例えば穂保で住宅の2階まで水が来たとの情報があり、千曲川堤防の決壊のおそれもあります、今後、長沼地区を中心に浸水が広がり、また、浸水が2階まで来るおそれがあるので、直ちに安全な場所に緊急避難するか、屋内の安全な場所に避難してください

といった呼びかけもしています。このように具体的にどういう状況になっているかということ自治体が伝えることで住民の避難を促すことが求められると思いますし、そういった情報を全国放送で伝えていくというのはすごく難しいのですけれども、そういった危機をキャッチして伝えていくことも重要ではないかと思っています。

1点、先ほど中貝さんの避難情報を出すタイミングというところで言うと、テレビ報道などで伝えるほうのタイミングも非常に難しいのが、台風などが上陸した後も、地図で示したときに、あらゆる地域に避難勧告情報が出た状態になります。避難をしてくださいと呼びかける情報となっているが、既に雨風が強まっているような状況が想定されるような地域に出ている避難勧告という情報をどう伝えるか。先ほどあった屋内安全確保というのをちゃんと位置づけて、そういったことも伝えられるように切り替えられるような状況にしていくことも大事なのではないかと思います。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

続いて、山崎登委員、お願いいたします。

○山崎登委員 去年の災害とか、あるいはおととしの西日本豪雨の被災地を見ていると、ちゃんと避難できているところもあったのです。そういうところは、地域に防災リーダーの存在があって、その人たちが地域のために汗をかいて、例えばその地域の中に一人で逃げられない高齢者のリストをつくって、その高齢者が逃げるためにはどうサポートすればいいかという体制をつくった上で避難訓練などを行っていて、情報が出たら避難するという行動ができていました。つまり、情報を生かすためには、情報の受け皿となる地域の防災の取組、防災の裾野をまず広げておくこともとても大事なことだと思います。

ただ、片田さんや牛山さんがおっしゃることに私は反対するわけではありませんけれども、看板を立ててそういう報告書を書けば、すぐに住民の主体的な避難ができるわけではなくて、そういう社会をつくっていくというプロセスがとても大事で、そのためには情報は分かりやすいほうがいいのです。情報はエンドユーザーに分かりやすく、自治体にとって運用しやすい情報であるべきなのです。使ってもらって何ぼの情報ですから。

それと同時に、地域の防災の裾野を広げて情報を地域で生かしてもらおう。この取組を両方進めることが、私は最近の災害の現場取材してとても大切なことだと思います。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

そうしたら、一度中貝委員に御発言をいただいて、その後にもう一つの広域避難の頭出しの議論があります。実はこの避難の問題というのが事前の段階から、避難をし、避難所、応急仮設という非常に長いプロセスの中の一因になってくるわけです。そういう面も含めて少し広域避難の話、枠を広げた議論に行きたいと思いますので、中貝委員の後、少し資料説明に行きたいと思います。

では、中貝委員、よろしくお願いいたします。

○菅調整官 田中先生、途中で申し訳ございません。

もう一個皆さんに御意見をいただければというのが、資料2の最後のページですけれども、これから129市町村長の皆様に書面アンケートをしようかと思っております、もしこう問いただければいいのではないかと、何か御意見がございましたらいただければと思っております。

○田中座長 了解いたしました。

これは何かありますでしょうか。

○菅調整官 中貝委員の後でもしほかの委員からありましたらということで、お願いいたします。

○田中座長 私からのお願いは、とても行政の方は能力は高いのですが、アンケートをつくるのはお下手なので、きちんと御相談をいただければと思います。これはとても大事なことで、確かに理論的な整理、あるいは我々が目指す社会ということの関係で議論を進めていくことはとても大事ですが、同時にそこに至るプロセスで現在がどういう状態にあるのか。その重力に逆らうのは非常に難しいですから、そういう意味では市町村の方々の御意見を伺うということは大事かと思っています。できれば、本当はデルファイみたいに2回やるような形のほうがいいような気もしますが、予算の都合もあるので、また御相談をいただければと思います。

ほかに今の避難準備・高齢者等避難開始やアンケートの件で何か御発言はありますでしょうか。

では、中貝委員、お願いいたします。

○中貝委員 先ほどの鈴江委員のお話は大変共感をいたします。要は、避難勧告とか避難指示という言葉だけが問題なのではなくて、なぜ避難勧告を出すのか、避難指示を出すのか、そのせっぱ詰まった状況を具体的に説明したという例だったのではないかと思います。ですから、運用上としては、そういったことは必要だと。

豊岡市も、例えば1時間前は、堤防の天端まであと2メートルでしたけれども、今は堤防の天端まで1メートルになっていますなど、そういう具体的な緊迫度の高まりを伝えるということと併せてやらなければ、言葉自体はそれほど大きな意味を持たないということだと思います。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。まだ2～3大丈夫だと思いますが。

では、取りあえず広域避難のほうに若干の御説明をいただいて、残された時間で行きたいと思います。

今、牛山先生から入っていますので、牛山先生の御意見で一旦広域避難のほうに移ります。

○牛山委員 先ほどの市町村対象のアンケートの話ですが、先ほど田中座長からもお話が

ありましたが、アンケートをつくるのはなかなか難しい面があると思いますし、例えばここで避難勧告、避難指示を一本化したほうがいいのかみたいなの聞いてしまって、その結果がここの議論に影響してくるとかということになると影響が大きくなるので、こういうものは本当に聞き方によってもある意味で答えが変わってくる部分が多々あると思います。時間的制約があると思いますが、少なくとも田中座長が御専門でもあると思いますので、アンケートの設計の部分には田中座長を中心によくもんでいただいた上で検討していただいたほうがいいのかと。

かつ、あれも聞いたほうがいいのか、これも聞いたほうがいいのかというのは、たくさんの人に意見を聞くとそういうものがたくさん出てきてしまって、それでかえって混乱してしまうので、内閣府として今回ここを特に中心的に意見を聞きたいと。そういうところに絞って設計をされたほうがいいのかと思います。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

牛山委員にも協力いただけるとは思います、できるだけ全体で見ていきたいと。今、牛山委員がおっしゃったように、これは大きいですね。ものすごく大事な作業だと思います。

それでは、資料の広域避難のほうに移って、また残された時間で議論していきたいと思えます。よろしくお願いします。

○古市企画官 それでは、広域避難の御説明をさせていただきます。私、内閣府防災調査・企画担当、企画官の古市と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

お手元の資料3を御用意いただければと思います。

大規模水害の広域避難につきましては、昨年の台風19号で課題が顕在化しまして、今後、制度的検討を含め実効性確保に向けた取組を進めていくこととしています。

制度的検討に当たりましては、これまで本日御議論にありました、一人一人自ら判断をして避難、また行政が情報サポートといったような通常の避難のやり方では実効性確保が難しいという部分が多々ございます。

そのために、まずこの資料3におきましては、対象となる大規模広域避難のイメージ、具体的には大規模広域避難時に想定されるオペレーションとか避難行動などについて、委員の皆様にも共通認識を持っていただき、その上で制度検討につながる主な論点や課題について御議論を進めていただくことが重要であると考えております。

本日は時間が限られておりますので、今回は事務局よりお手元の資料3で、大規模広域避難の想定イメージと主な課題、論点について概要を御説明させていただくとともに、次回第2回サブワーキングまでに各委員に丁寧に個別の説明をさせていただき、その際に御意見、御質問等にもお答えさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料3を1枚めくっていただきまして、まず、「1. 大規模広域避難のイメージ」について御説明させていただきます。

2 ページ目をお願いいたします。1-①では、制度的検討で想定します「大規模広域避難」の定義を示しております。三大都市圏の低地などで河川氾濫や高潮により、①数十万人以上の住民が、②都道府県や市町村の行政界を越えて立退き避難をするような避難を「大規模広域避難」とここでは位置づけたいと思います。資料の下半分には、東京の江東5区で計画されております大規模広域避難の一例を紹介しています。

次の3 ページをお願いいたします。1-②では、平時での調整の必要性についてイメージを示しております。大規模広域避難では関係者が多岐にわたるため、次に御説明いたします緊急時の様々な避難オペレーションを円滑に実施するために、このページに書いてございます、平時から関係者間で避難のタイミング、避難先、輸送手段・誘導等について調整をしていくことが重要であると考えています。

次の4 ページをお願いいたします。③では、発災後ではなく、発災前の緊急時における想定オペレーションを示しております。既にある広域避難計画を参考にしておりますけれども、タイミングとか取るべき調整等については内閣府事務局による架空のもので書かせていただいております。

大規模広域避難では、大人数・長距離での避難となるため、通常の避難と比べ準備や実施等のタイミングが早くなります。ここでは、発災のおおむね3日前には準備や調整を開始し、2日前には避難を開始、1日程度前には風雨が強まり、鉄道計画運休が見込まれますので、それまでに広域避難を完了させる必要があります。

広域避難を実施しても、結果的に空振りとなることはもちろんあり得るわけですが、オペレーション時間の不足を理由に広域避難の準備、実施のタイミングを大幅に早めると、現状では、降雨量、河川の水位といった数日先の正確な予測が技術的にも難しいということもあって空振りの可能性がさらに高まってしまいますので、ある程度限られた時間の中での判断、対応が必要となります。

また、台風進路や風雨のパターンは毎回異なり、平時に策定した計画どおりのタイミングで必ずしも物事が進まない可能性も大いにありますので、一定程度柔軟に対応できるような計画、体制としておく必要があります。

次の5 ページ、④では、制度的な観点からの大規模広域避難の主な課題と、課題に対応する論点の案をお示ししています。関係機関が多いことから平時からの調整がなかなか進みにくいということで、まだ実効性の伴う避難計画となっていないということや、発災前の緊急時には事前の想定どおりには物事が進まない可能性があるということを書いております。特に、広域避難の避難先の確保や鉄道等の輸送手段・誘導等の確保が広域避難特有の難しい点であると考えております。

また、緊急時には、事前に定められた発令基準を踏まえて関係市町村が広域避難実施の判断をすることになりますが、そのトリガーとなる降雨量の予測等の到達タイミングが想定より大幅に遅れたりすると、関係市町村の判断にばらつきが生じるような可能性もあります。

併せて、緊急時の避難先や輸送機関との調整におきましても、全てが計画どおり、想定どおりとはいかないことが予想され、避難開始から完了までの限られた時間内で多くの関係者と総合的な調整が必要になることが考えられます。

それらの主な課題を踏まえまして、資料の下半分に、広域避難の主な論点の案として①から⑤の5つを示させていただいております。

次の7ページ目以降の2. では、5つの主な論点（案）について、その課題、関係する現行の制度、広域避難においてどのような考え方があり得るかという点について、論点ごとに1枚ずつ整理をしたものでございます。本日は時間が限られておりますので、ポイントのみお話しさせていただきます。

次をお願いいたします。1つ目は、災害発生前での国の本部体制です。大規模広域避難のような県域及び市町村域をまたいだ大人数かつ広範囲な防災対応では、事前の計画と異なる事態が発生した場合、関係者の調整が難航することが想定され、刻一刻を争う時間勝負のところがありますので、国による総合調整が必要となったり、また、国の非常災害対策本部長が有する権限による指示等が求められる状況も考えられるのではと思っております。

しかしながら、真ん中の「現行制度」のところにありますように、国による非常災害対策本部の設置につきましては、現行法では非常災害が発生した場合に限定されております。大規模広域避難時における国の役割を考えますと、災害発生のおそれがある段階で対策本部の設置をする必要があるのではないかというのが1つ目の論点でございます。

次をお願いいたします。2つ目は、広域避難の指示等のトリガーでございます。広域避難の準備や発令の基準は、水害の場合においては流域や地域の実情に応じて、避難元の市町村が中心になって、气象台や河川管理者を含めた関係者の関与の下で、統一した基準を設けることが可能でございます。一方、基準を設けていても、基準到達が想定 タイミングより遅れたりして、市町村の対応にばらつきが生じる可能性が否定できないというのは先ほども申し上げたとおりです。

真ん中、現行の災対法では、第60条に基づき市町村が避難指示等を発令する、これを使って広域避難のトリガーを引くこととなっております。平時から協議会等の基準決定を含むオペレーションを前提としつつも、広域避難の実効性確保のために、避難元市町村が一体的に避難指示などを発令できるように、国あるいは都道府県が支援するような仕組みが必要ではないかと考えております。

次をお願いいたします。3つ目の論点は避難先の確保です。他の市町村や県に広域避難先を確保するには平時からの調整が不可欠ですけれども、今年の台風19号では、避難先と想定して検討が進められていました東京都内の他の市においても大規模な被災のおそれが生じ、避難所に当該市の住民が殺到したというケースがあり、指定緊急避難場所・指定避難所を前提とした広域避難先の確保はなかなか難しいのではないかと思います。

一方、現行の災対法では、第86条の8～13に発災後の被災住民の広域一時滞在について

の規定がございます。こちらは東日本大震災の後に設けられたものでして、避難元の自治体から協議があれば、避難先自治体は特段の理由がない限り避難住民を受け入れることとなっています。ただし、この規定はあくまで発災後のものであり、また、事前の関係者間の調整を前提として設けられたものでございます。

発災前の大規模広域避難におきましても、平時からの避難先の調整を基本としつつ、想定外の状況における関係者の調整の仕組みについて、この広域一時滞在の規定に準じて検討が必要なのではないかと考えております。

次の10ページ目は、避難手段の確保です。こちらも、避難先と同様、平時からの鉄道等の輸送事業者等との協定などの調整が必要ですが、タイミング等がずれるなどの想定外の事態で、協定の範囲では対応が難しい状況となることも想定されるため、そのような場合に、運行上の安全を確保した上ではございますが、輸送事業者の調整あるいは要請といったものが必要になる場合が考えられます。

現行の災害対策基本法では86条の14に、被災者の輸送に関する規定がございます。こちら、発災後を想定したものでございます。避難先の調整と同様に、輸送事業者への協力要請についても、平時の調整を前提としつつ、想定外の事態に備え、検討する必要があるのではと考えております。

次をお願いいたします。5点目は、①から④の調整を効率的に進めるための調整・協議についてです。大規模広域避難の実効性確保のために、様々な具体のオペレーションの検討において、多数の関係者との調整を行う必要があります。なかなか検討が進まなかったり、どの避難元市町村がどの避難先と調整を行うかなどの整理も行わないと、調整が重複したりして混乱するおそれもあることから、避難先市町村も含めた関係者全体でのマルチの関係を構築していくことが必要です。

災害対策基本法では第17条で、都道府県相互または市町村相互の間における協議会の規定があり、この協議会で定められた相互間地域防災計画として広域避難計画を位置づけることが可能です。

また、水防法では第15条の9に、大規模氾濫減災協議会の設置が規定され、国管理河川での協議会設置が義務づけられており、こちらを広域避難にも活用することができますが、この協議会は河川の氾濫が対象災害となっていて、高潮は対象に含まれていないというところがございます。

下の「広域避難時」というところには、現在、広域避難を計画もしくは検討されている地域において、任意の協議会が設置されているというところを書いてございますけれども、地域の実情に応じてそのメンバー構成も多様なものとなっているという御紹介でございます。

これらの現状も踏まえまして、協議会の位置づけや構成員の範囲も含め、避難先市町村も含めたマルチの関係を円滑に進めていくための検討が必要ではないかと考えております。

以上、5つの論点についての説明でした。

次のページをお願いいたします。12ページ以降は、参考資料を4枚つけさせていただいております。

次をお願いいたします。13ページは、今年3月の避難ワーキング報告書より、大規模広域避難の課題と対応策に関する部分を抜粋したものでございます。報告書を御覧いただければと思いますので、本日は詳細は御説明いたしません、報告の中では対応策として、制度化の検討のほか、②としまして広域避難対象者の絞り込みの検討、③避難先の確保に関する検討が挙げられておりまして、今後、この制度検討の方向性も踏まえつつ、これらについても検討を進めていく予定です。

次をお願いいたします。14ページは<参考>ということで、江東5区の広域避難計画の概要をつけております。ここまで御説明してきました、1. オペレーションイメージ、あるいは論点の参考になればと思ひましてつけておりますので、御一読いただければ幸いです。

次をお願いいたします。15ページと16ページは、江東5区をモデルに広域避難を実施する際の対象者の避難行動の人数、考え方をイメージしたものでございます。先ほど、②広域避難対象者の絞り込みの検討と申し上げましたが、現在、江東5区の広域避難計画では対象者250万人全員が広域避難をするということになっております。これは移動時間の観点でも、避難先の確保の観点でも、なかなか避難の実効性を確保するのが難しいと考えておりまして、さらに次のステップとしまして、例えば排水を強化して浸水継続時間を減らしたり、また、浸水時間が短い地域では垂直避難とか、安全確保のために自宅に留まってもらうなどの対応を検討していくことで、現実的に実行可能な規模の広域避難のオペレーションができないかと思っております。

なお、ここで示しております数字は、荒川の洪水を対象として一定の仮定条件で内閣府が独自に計算したものでございます。東京湾の高潮とか江戸川の洪水を対象にしている実際の計画とは異なる数字でございまして、これが上限ということではございませんので、あくまで参考程度で考えていただきたいですが、例えば広域避難の対象者をゼロにすることは難しくとも、行政が用意する避難先に行く人数を数十万人規模まで抑えることができれば、江東5区の近接エリアでの民間施設なども含めた施設での受入れというのも大分現実味を帯びてくるのではないかと思っております。

次をお願いいたします。最後になります。先ほど数字で示しました住民行動の考え方を概念図で表したものでございます。一番左側が床上浸水地域、江東5区であれば江東5区の全居住者の人数のイメージですが、その中で浸水継続時間の短いエリアでの安全確保をする方とか、あるいは自分の自治体の中で親戚・知人宅に行くとか、行政が用意した避難先に行くというような方々で絞り込めば、濃い緑色のところが広域避難対象者になり、さらにその多くの方が自ら避難先を確保して親戚・知人宅やホテルなどに行っていたら、結果的に濃い紫のところが行政が避難先を用意する者ということで絞り込まれるとい

うことで、こういった検討がそれぞれの広域避難の検討主体においても促進されるよう、内閣府として今後支援をしていきたいと思っております。

以上、大変駆け足でございましたが、大規模広域避難についての説明でございました。

冒頭にお話ししましたとおり、本日は時間も限られておりますので、次回第2回サブワーキングに向けて各委員に個別の御説明と意見交換をさせていただきたいと思っております。日程調整等を今後させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

古市からは以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

広域避難というのは多分2種類あるのだと思います。市町村をまたがるような、関東・東北豪雨でも見られましたし、台風19号でも見られました。それから、本当に都道府県をまたがるような避難。今御説明いただいたのは、三大都市圏で大規模な河川氾濫があった場合にどうするのかという議論の一端を、荒川を一つのモデルとしてやっていただいたということでございます。

今、御案内にありましたように、非常に多様な問題を含んでおりますので、意見交換は次回ということで、今回、取りあえず問題を聞いていただいて、御質問とかがあればお受けしておきたいと思いますが、この件に関して何かありますでしょうか。

牛山委員、坪木委員、首藤委員、山崎委員からいただいているようです。

そうすると、牛山委員、首藤委員、坪木委員、山崎委員の順でお伺いいたします。

○牛山委員 牛山です。

今、座長からもお話がありましたように、これはかなり幅広い論点があると思いますので、このサブワーキングのかなり限られた時間で議論するためには、我々のミッションとしてどこについて意見を集約していったらいいのかをもうちょっと整理していただかないと、ちょっと拡散してしまうのではないかという印象がありました。

また、議論のベースは今年の台風19号等による課題があったという話でしたが、若干整理をしていただいたかと思うのですが、台風19号で実際にこういう点がまずくて、こういう検討が必要だという話がいま一つつながらないところがありました。

かつ、今年の台風19号は、ここで想定しているようないわゆる広域大規模避難というよりは、かなり小規模な話だと思うので、あまりそこに引っ張られ過ぎると、ちょっと話もずれてくるのかなという気もいたしましたので、1点目の議論は割に委員の間でも問題意識がかなり共有された気がするのですけれども、こちらのほうは対象が広過ぎる感がありますので、もう少し論点整理をいただけるとありがたいと思われました。希望でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

1つだけフォローをしておけば、19号の場合に、荒川5区どうしますという議論が始まる中で計画運休が動いてしまったとか、やはりなかなか難しい課題があったようには認識しております。

いずれにしても、かなりいろいろな広域避難がありそうなので、牛山委員がおっしゃるように、少し論点を整理して絞ったほうがいいかもしれません。よろしく願いいたします。

それでは、首藤委員、坪木委員、山崎委員で、首藤委員、お願いいたします。

○首藤委員 ありがとうございます。首藤です。

1点だけ質問ですけれども、今回の大規模広域避難、資料の2ページのところに特徴として、「数十万人以上の住民が都道府県、市町村の行政界を越えて」と書かれていますけれども、それに加えて、今、例示された江東5区などであると、広範囲が長期間浸水する。要は、市町村界を越えて、あるいは都道府県界を越えての避難で、翌日とかには帰れないということも大きなポイントかなと思うのですけれども、今回の議論は長期間浸水することによって条件に入れるのか。それとも、そういう場合もそうでない場合も両方対象にするのかによって大分議論の範囲が違うので、それはどちらなのかを確認できればと思います。

以上です。

○田中座長 事務局は何か今のところのお考えはありますでしょうか。

○古市企画官 御質問、ありがとうございます。

例えば、拡散型の氾濫とかで、ある自治体のほとんどが浸水するのだけれども、下流に水が流れて行って、すぐに水が引いてしまうというようなところもあると思っております。今回、説明を簡潔にするために2つの条件にさせていただいておりますけれども、今、首藤先生も言われたように、浸水継続が短いところについては必ずしも広域避難ではない形での避難もあり得ると思しますので、そこはまた整理をさせていただいて、また皆様に御説明させていただきたいと思っております。

○田中座長 ありがとうございます。むしろ広域避難と入れるのかどうかというよりは、広域避難を考える上での決定的な要因だということですよ。水が引こうが何しようが、電気がやられれば暮らせませんから。そういう面では、非常に大きな問題だということは一つだと思います。

それでは、坪木委員、お願いいたします。

○坪木委員 私も牛山さんの意見と近いのですけれども、まず、広域避難をしなければならぬ対象はかなり限定されると思います。ぱっと思いつくのは、昨年の19号のときの荒川の決壊であるとか、あるいは東京湾の高潮、そういった具体的なものに限定してこういったことが行われると思いますので、まずどういうときに広域避難を発動するのかというものを議論するのが重要かと思います。

もう一点は、恐らくこういった広域避難が実際にできるのはほとんどが台風だと思いますし、台風が最も可能性があるということですが、問題は台風の精度が、例えば3日前だと、今、平均で300キロぐらいの精度です。つまり、3日前だと、東京に上陸するのか、名古屋に上陸するのかが確定できない。そういった対象であるということはどう考え

るのかという点をきちんと議論する必要があると思います。

それからもう一つ、この議論を進めていった先には、恐らくタイムラインのようなものの構築があると思いますが、そういったところまで考えるのかどうか。この3点を明確にさせていただくといいかと思います。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

事務局、何か補足はありますでしょうか。

○古市企画官 いえ、ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思いますので、資料を引き続き精査していきたいと思います。

○田中座長 ありがとうございます。

特に非常に精度も絡む中で、精度というのは正しさのほうですけれども、曖昧な段階から動かし得るのかというところが非常に難しいところで、坪木先生のおっしゃるところが多いと思います。

それでは、山崎登委員、よろしく願いいたします。

○山崎登委員 私が質問したかったのは、今、坪木さんや牛山さんが言われたことと一緒にすけれども、フレームをはっきりさせていただかないと、どういう災害のときのどういう議論をしていいのかというのがよく分からないのです。例示を見ると、これは水害を対象にした広域避難というふうに考えていいのでしょうか。

中央防災会議のワーキンググループの3月末にまとめた富士山の噴火のときの火山灰も、大変大規模な広域避難が必要だという報告書がまとまっていますけれども、いろいろな災害の広域避難を視野に入れながら議論を進めるということなのか。どういう議論をするのかということをもう少し整理していただいたほうがいいかなと思います。

以上です。

○田中座長 何かこれにコメント、補足はございますか。古市さん。

○古市企画官 ありがとうございます。

このサブワーキングとしては台風19号等を踏まえたということですので、大規模水害に起因するものということで検討していきたいと思いますが、併せて、当然もし災害対策基本法でということになりますと、他の災害においてはというところも出てくると思いますので、それは避難情報とも同じでございますけれども、今後、方向性を出していく中で、他の災害についても少し整理させていただきたいと思っております。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

かなり広範囲ですし、ただ、制度設計をやろうとすると、それは火山も、下手をすれば南海トラフの臨時情報も、そして、当然、今日陪席していただいておりますが、原子力防災も全てを視野に入れた上での制度設計ということになると思います。ただ、その中で私どもが議論するのは、主に水害という点での課題は何なのかということなのかなと。

その中でも非常に大きいのは、本部が今、災対法上は災害が発生したときのみつくられるのですね。そういう面での本部の在り方というのは、水害では非常に難しさがあるのかもしれない。

それから、恐らく対象にするのは大きくは三大都市圏の大規模氾濫、あるいはもうちょっと影響が大きくなるものを考えると、高潮ぐらいからスタートするのもかもしれません。いずれにしても視野は広げておいていただければと思います。

それでは、この件も含めまして、残された時間が10分ほどでございますので、先ほど盛り上がったところで止めてしまった論点1のほうの議論を含めて御発言があれば、多分5人ぐらいは大丈夫だと思いますので、よろしく願いいたします。

どうぞ、山崎栄一先生、よろしく願いいたします。

○山崎栄一委員 避難情報と広域避難のところの意見で、私、言いそびれていたところがあるのですけれども、法制度という点で言うと、実際に広域避難先の確保となりますと、災害救助法がメインになると思うのですが、それも実は災害が起これないと動かない制度になっているので、災害救助法の見直しとか、あるいは広域避難に関する特別措置法を設けることで、広域避難ではそれにふさわしい避難場所・避難所を確保するとかいったことも検討しないといけないので、是非、災害救助法の方も検討していただければと思います。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。大事な論点ですね。

ほかはいかがでしょうか。

首藤委員、坪木委員、鈴江委員の順でお願いいたします。

○首藤委員 首藤です。ありがとうございます。

1点目の論点の首長さんのアンケートという件ですけれども、先ほど来、大分いろいろと練らなければいけないという御意見があったと思いますけれども、私も同感です。まずは首長さんのお考えを聴くだけなのか、それとも事実関係を押さえる部分もあるのか、その辺からしっかり整理をして、事実関係を押さえるほうについてはアンケートではなくて、アンケートであったとしても首長さん対象ではないとか、そういった整理をして、しっかりと意見と事実を区別した形で情報収集をお願いしたいと思います。

以上です。

○田中座長 アンケートがプロの首藤委員からも御指摘いただいております。よろしく願いいたします。

それでは、坪木委員ですね。

○坪木委員 前半の避難の議論と後半の広域避難の議論は、かなり性質が違うものだと思います。もちろんどちらもリテラシーの向上といったことは重要であるわけですけれども、特に広域避難の場合は、恐らく法整備に関わってくるようなところまで踏み込む必要があるのかなという印象があります。前半に少し言いましたけれども、避難命令ということが広域避難というものには特に検討の必要があるのではないかと思います。そういったとこ

ろまで考えるかどうか、そういうことを含めていただけるといいと思います。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

では、鈴江委員、お願いいたします。

○鈴江委員 首藤委員からも御指摘がありましたけれども、アンケートで事実関係を調査するのであれば、広域避難と通常の災害時の避難を合わせたの課題になりますが、どこにだったら避難できるのかという避難所の現状の調査というところと、キャパシティの問題、あとは個人が避難先を探すに当たっても、そういった余力が、実際に災害が起きたときにどこにあるのかみたいな、情報共有がどう図られているのかみたいな、今後のそういった新たなシステムづくりも含めて、どれぐらいニーズがあるのかとか、そういったことも含めて伺えたらと思いました。

○田中座長 ありがとうございます。

設計時によろしくお願いいたします。

中貝委員、お願いいたします。

○中貝委員 レベルの5とか避難勧告のことですけれども、要は危険のレベルを伝えるというのは、まさに危険の状況を住民に伝えて、自らの判断を促す。そのときに、行政側として何をお勧めするのか。避難勧告というお勧めをします、避難指示というお勧めをします、そういったことではないかと思っています。

その上で2つのことが言えるかなと、今日の議論を踏まえて思いました。1つは、勧告、指示という言葉自身の難しさの議論があるのですが、既に御紹介いただいたように、そこにイメージを膨らませるような状況を伝えれば、つまり、天端まであと1メートルまで来ていますとか、どこどこでは既に山崩れが発生しましたということを併せて伝えていくということが一つテクニックとして要るのかなと思います。

もう一つは、基本的には災害のときは人々の心の構えだと申し上げましたけれども、人々の心の構えを変えることができるのは、手痛い経験か、あとは徹底した訓練・教育なのです。ですので、ここのところも併せてしっかりと仕組みをつくっていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

あと、牛山委員ですね。よろしくお願いいたします。

○牛山委員 先ほど若干議論があったかもしれませんが、警戒レベルという概念はかなり理解が進んできたという話がありました。私もそのとおりだと思います。ただ、警戒レベルの一番基本になる表があるかと思っていますけれども、あれはやはり先刻から議論のある警戒レベル5も含めて、あのままでいいかどうかという議論は必要かなと思っています。

特に、私自身も分かりにくいと思うのが警戒レベルと警戒レベル相当情報というものの

関係でありまして、一応決めた側でもありますので、私はしつこく相当情報ですといろいろなところで説明していますが、私自身、相当情報と警戒レベルの違いって分からないよねというふうには内心思っています。

実際、メディア等で伝えられるときに、例えば大雨特別警報が出て警戒レベル5ですというような趣旨の伝え方が、事実上もう出されているわけですよね。そこで、特別警報は警戒レベル5ではありませんというような仕組みもそこで説明したところで、ある意味もはや現実離れしてしまっているような印象もあります。

この辺りはもちろんいろいろな事情があってそういうことになったのはよくよく承知しておりますので、頭ごなしに駄目だと言うつもりはありませんけれども、本当に相当情報という言い方でいいのかどうか、あの警戒レベルもそのままいいのかどうかということも、できれば議論の俎上に上げていただくといいのではないかと思います。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

逆に言えば、そのことも含めて全体を見直すということだと思います。

坪木委員からも整理は必要だということだと思います。

もう一方ぐらいいらっしゃいますか。

それでは、私のほうで引き取らせていただきます。個人的にはあのレベル化の表というのは、かなりまだ試行的なものだと思っています。むしろ、私は、レベル化自体は技術仕様を明示するための道具だとすら思っていて、現状では発生情報というのを市町村が出すような仕組みもできていますけれども、そういう情報を持っていらっしゃらないところが大半ですよね。むしろ発生情報をどうやって検知するのか。

先ほど橋爪委員が、検知できるまでの間をどうするのかという言い方をされていて、そこに非常に同感をするところです。

そういう面では、いまだやはり情報も、よく山崎登委員がおっしゃいますが、多過ぎて関係性が分からないとか、そういった辺りも含めてきちんと見ておく必要があると思います。

個人的にはレベルの認定はどうでもよくて、行動とレベル相当情報がちゃんと対応していればよいと思っています。あるいは、そのレベル相当情報というのは理科の情報の部分が強く、勧告あるいは指示というのは社会の判断であるということですよ。そういうような理解の仕方をしているところもございます。

いずれにしても、今日の議論で一番共通して見られたのが、レベル3、4、5、特にレベル5というものをきちんとどう位置づけていくのかということですね。それも、検知されるまでのプロセスとしてどうしていくのか。ここをやはりきちんと議論をしたほうがよいという気がいたしました。

もう一つ非常に大きいところは、エネルギーの向け方が違うのではないかと、原点に戻るべきだと。これは中貝委員、片田委員がおっしゃっていましたが、やはりレベル化

ということで細かいところでの修正を図るということも大事ですし、今進めていこうとしている社会というものをまず基本にきっちり押さえた上で、その後何が必要なのか。

その一つが、例えば避難勧告・指示というのは一本化するかどうか。あるいは、一つのアクションと一つの情報を結びつけるのかどうかということに関しては、両論あったような印象を受けます。

ただ、その中で鈴江委員、中貝委員から切迫感、かつ、片田委員は状況情報という言い方をされましたけれども、これをどうきちっと伝えて切迫感を共有化していくのかというプロセスが大事で、コミュニケーションデザインとおっしゃっていますが、そういったところをきちんとやったほうがいいのだろうという気がいたしました。

それから、強制力の件、効力という言い方をしていました。強制力に関しては、これも両論あったような印象を受けています。飯島委員がおっしゃっていたように、警戒区域という設定があって、実はあまり災害の分野では警戒区域の設定というのは使われなくなってしまったのです。多分、島原辺りと、昨年もありましたけれども、あまり設定されなくなってしまった。そういう意味で、全体の中でどう見ていくのかということがあると思います。

あと、非常に大きいことの御指摘として、コミュニケーションデザインとしては、情報と地域づくりというのは両輪だと。これは内閣府でも議論された火山防災でも、地域防災計画あるいは協議会がつくられるということが、レベル化の一つの条件になっていますね。そういう意味で両輪なのだということは、改めてここで認識をしておくべき必要があると思います。

そして、実は今回の中で、冒頭に飯島委員から、避難勧告・指示の災対法上の裁量が広いということがどういう意味を持つのかということを中心に議論すべきだという御指摘がありました。これは私もいつも非常に気になっているところで、リジッドにすればいいかということ、そうでもなくて、この裁量権をどうするか。これは多分、中貝市長や久住市長がよくおっしゃっている裁量権の問題です。

そういう面で、その部分が一つ大きい上に、若干今日議論が出ていなかったのが、市町村単位あるいは地域単位の中でも脆弱性に圧倒的に差があるのですね。災害情報を発信していないところがあるという御発言がありましたけれども、この脆弱性と避難のとるべき行動というのがある一定の自然条件下で交ざってくるわけですね。ここをどうするのかというところが、裁量権が残されている一つの大きな理由なのではないかという気がしています。

座長取りまとめのような形で個人的意見も述べてしまいましたけれども、今日の話を伺いながらそんな印象を受けました。目指すべき社会は、私たちは何を見るのでしょうか。それに対して、技術あるいは社会をどうやってつくっていくのかという議論が進められればなと思います。

牛山委員から、2011年台風12号であったかと思います。あと、宮城の内陸地震のときに

も設定をした例がありましたけれども、非常に少ないですね。警戒区域の設定というのは、ほとんどが不発弾処理というのが現状のようなことであります。ありがとうございます。

それでは、事務局にお返しをする前に、資料4で今後の進め方ということになると思います。よろしく願いいたします。

○菅調整官 資料4「今後のスケジュール」を御覧ください。

1枚ですけれども、本日いただいた御意見を踏まえまして、速やかにまず市町村長の皆様に書面アンケートを実施して、第2回にて報告をさせていただきたいと思います。その設計についてはまた御相談させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

夏頃には、本サブワーキングにおける検討の中間取りまとめ（案）を提示させていただきたいと思っております。その後、中央防災会議の下の19号ワーキング、3月までお世話になっていたところ、そこに報告した後、中間取りまとめの案を取るということで公表したいと考えております。

その後も、議論の状況に応じまして引き続き検討させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

そういうような進行で、一旦は夏頃を目途に取りまとめを行う。

青柳統括官、一つお願いがございます。かなり本質的な議論がだんだん増えてきています。二、三回の議論で終わるものが限られてきていると思いますので、進め方自体も御配慮いただけるようにこの場をかりてお願いしたいと思います。一方的で、それで返答をいただくつもりはございません。

ほかにいかがでしょうか。

今の広域避難に関しては、少し論点を絞ったほうが良いということもありましたけれども、その絞り方も含めて、もし御意見があれば事務局のほうにお伝えください。

それから、お互いに顔が見えないで、どんな反応をされて発言されているのか分かりにくいところがあって、進行がなかなか難しいところがあるのですが、足りない部分、あるいは誤解があった部分等も含めて何かありましたら、事務局までメールをしていただければと思います。

それでは、本当に活発な御議論をいただいたことを御礼申し上げて、私が発言しなければいけないことは多分これで終わると思っておりますので、事務局のほうにお返しできればと思います。

まずは、皆様方に御礼を申し上げます。

事務局、お願いいたします。

○林参事官 田中座長、ありがとうございます。

また、委員の皆様も活発な御意見、貴重な御意見を大変ありがとうございました。

本日いただいた御意見をまた取りまとめまして整理して、個別にも広域避難等について御相談させていただきながら次回を迎えたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきたいと思います。

大変ありがとうございました。